

公共下水道全体計画見直し

令和 7 年 2 月

那 珂 市



那珂市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

那珂市下水道事業 公共下水道全体計画本見直し

1 概要

人口減少や少子高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、公共下水道の施設整備を取り巻く諸情勢は大きく変化し、また、地方財政が厳しい状況にあることから、その変化に対応する持続可能でより効率的な污水处理システムを検討することが必要となったため、令和2年度に、公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（単独処理）それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定し、那珂市公共下水道全体計画見直し方針を定めました。（参考資料1：公共下水道全体計画見直し方針）

今回、全体計画見直し方針を指標とし、那珂市公共下水道全体計画の本見直し（変更）を行うものです。なお、これまで同様、事業認可を受けている区域以外の全体計画区域には、今回の本見直し後も、公共下水道の事業認可を受けるまでの間、暫定的に合併処理浄化槽への転換を推進します。（参考資料2：令和6年度浄化槽設置事業の補助金について）

2 公共下水道全体計画の見直し方針（令和2年度に策定）による縮小した区域

効率的な污水处理施設の整備・運営管理を、適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、住民の意向等、地域ニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性の難易度、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、集落があり生活環境を保全する必要がある区域に縮小するといった方針を基に見直しを行いました。

（1） 全体計画、事業計画（認可）区域の検証

公共下水道全体計画の見直しにあたり、既整備区域を検証しました。人口密集地（住居系市街化区域）の整備がほぼ完了しましたが、市街化区域面積と全体計画面積及び事業計画（認可）面積に齟齬が生じているため、以下の箇所を縮小しました。

地 区	面積 (h a)	理 由
中里工業専用地域	△13.0	H23.3.22 市街化調整区域へ逆線引き
瓜連市街地	△34.4	平野台団地法面、瓜連市街地北側の急傾斜地（住居が建たないエリアのため）
計	△47.4	

(2) 公共下水道と合併処理浄化槽地区の評価・判定

下水道処理区域の評価・判定には、国から示された「策定マニュアル」及び「県ガイドライン」に沿って進め、基礎調査（人口動態・世帯数・浄化槽分布）、検討単位区域の設定（特徴や地形条件からの連たん性、集落の形態等を考慮した上で、一定のまとまりとして設定）、処理区域の設定（検討単位区域毎に集合・個別処理の判定）の評価・判定を踏まえて、公共下水道による区域か合併処理浄化槽による区域かを設定しました。

(3) 将来土地利用（関連計画、開発計画、市街地から1km圏内等）の動向

(2) の評価・判定結果を踏まえて、将来の土地利用の動向や人口動態を加味し、方針作成時点においては、単独処理と判定される区域であっても、関連計画等において、今後集合処理と判定することが見込まれる区域や、今後、大規模開発の計画又は予定されている区域、市街化区域に隣近接し住宅需要が見込まれる区域を選定しました。

地 区	面積 (h a)	理 由
市街化調整区域	△394.1	将来土地利用の動向における縮小面積 (令和2年度)

3 令和2年度以降、新たに公共下水道全体計画の見直し方針に則り、条件が変更となる区域

(1) 本米崎四堰地区

都市計画法の一部が改正され、区域指定の区域における災害ハザード区域の除外が厳格化されたことから、令和4年4月、区域指定の区域から当該地区が除外となり、2-(3)における将来の土地利用の動向において、該当外となることから、今回、合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域に変更いたしました。

地 区	面積 (h a)	理 由
本米崎四堰	△20.4	区域指定から外れたため(都市計画法)

4 那珂市公共下水道全体計画見直し図の作成（令和 7 年 2 月現在）

2 及び 3 の検討内容を整理し、別紙 1：那珂市公共下水道全体計画見直し図（令和 7 年 2 月版）を作成しました。

なお、図中の色分けの内容は以下のとおりです。

紺 色 の区域：公共下水道を使うことができる区域

緑 色 の区域：農業集落排水を使うことができる区域

水 色 の区域：現在、公共下水道の整備を行っている事業計画（認可）区域

赤 色 の区域：引き続き公共下水道全体計画区域として、公共下水道のスケールメリットを生かすことができると現時点で判断できる区域

ピンク色の区域：引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことはできないため、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域

黄 色 の区域：合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域に変更となる区域

※スケールメリット：ビジネスにおいて、経営、生産、事業、販売などその規模が大きくなることで、経済効率や生産性などを上げること。

5 全体計画面積

今回の見直しにより、公共下水道事業全体計画区域は、市全体では現在の 3,257.8 h a から 461.9 h a 縮小し、2,795.9 h a となる見込みです。

公共下水道全体計画		現行面積 (h a)	縮小面積 (h a)	見直し後 面積 (h a)
全体区域		3,257.8	461.9	2,795.9
(内) 市街化区域	2 (1) 該当	812.5	47.4	765.1
(内) 市街化調整 区域	計	2,445.3	414.5	2,030.8
	2 (3) 該当		394.1	
	3 該当		20.4	

6 添付書類

- (1) 別紙 1 : 那珂市公共下水道全体計画見直し図 (令和 7 年 2 月版)

7 参考資料

- (1) 参考資料 1 : 公共下水道全体計画見直し方針
- (2) 参考資料 2 : 令和 6 年度浄化槽設置事業の補助金について